平成２７年（フ）第１０号
山口県熊毛郡田布施町大字下田布施484番地
債務者　山田　松江
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第１１号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄7097番地４
債務者　富永　慎也
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１９５号
名古屋市千種区今池南17番２号　カトレアハイツ４－Ａ、従前の住所岐阜県安八郡安八町東結602番地の７
債務者　竜本　啓豊
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９７号
熊本市中央区呉服町２丁目５番地１　エスポワールしらかわ１－501号
債務者　平川美惠子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３号
鹿児島県鹿屋市古江町7269番地
債務者　中村　洋子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
北九州市小倉南区上石田２丁目22番22号
債務者　長岡千年世
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６３号
熊本市西区城山半田２丁目24番２号
債務者　松田　　夏
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０５号
熊本市東区健軍３丁目５番３号　アップルハウス健軍Ⅰ・107号
債務者　住谷　　豊
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１号
熊本市東区三郎１丁目14番３－202号　Ｎビル
債務者　玉置　ちさ（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１３号
熊本市南区白藤３丁目４番20－406号　市営白藤団地10棟
債務者　髙本　幸子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３０号
広島県福山市幕山台１丁目16番13号　コーポかずらわら103
債務者　真鍋　達史
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第３１号
広島県福山市幕山台１丁目16番13号　コーポかずらわら103
債務者　真鍋　昌子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第４２号
熊本市中央区弥生町１番33号　レオパレスくまもと405号
債務者　上田　順一
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５０号
青森市金沢２丁目２番23号
債務者　間山　聡志
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
名古屋市中区新栄３丁目５番１号　セントラル千種703号
債務者　多湖　利信
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３３号
名古屋市昭和区山手通１丁目６番地　山手ビル505号
債務者　新川　広満
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８号
大分県佐伯市常盤西町４番15号
債務者　岡山　勝紀
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係